

推論と規範

—J.S.ミル『論理学体系』における生の技芸とその構造について—

岡 本 慎 平

はじめに

本稿は、『論理学体系』を手がかりとし、J. S. ミルの規範理論を考察することを目的とする。1970年代以降、ミルの思想は『論理学体系』を鍵として、論理と倫理を二つの主軸とする体系的な構造を持っているという解釈がミルの「修正派」解釈として広く知られている¹。彼ら修正派によると、とりわけ『論理学体系』第六卷十二章「実践の論理、すなわち技芸」で示された技芸(art)と科学(science)の関係や、道德、分別、審美の三種の規範的言明の区別、すなわち生の技芸(Art of Life)が、ミルの倫理学の全体像を示すものとなる。しかしながら彼らの多くは、『論理学体系』からこの生の技芸だけを取り出し、政治・道德哲学に関連付けようとする傾向が強いように思われる。例えば、ライアンはミルの認識論や科学哲学の枠組みを素描したにもかかわらず、実践の論理の解釈ではほとんどそれに触れることなく、「経済学の定義と方法」やこの第六卷十二章の見解の解釈を試みた。スコラプスキはミルの「証明」問題や快樂主義の問題に集中して取り組むあまり、規範の論理の実際の運用を論じていない。グレイやクリスプも、単に生の技芸の三分科の問題に触れるのみである²。以上のように、ミルの道德哲学を明らかにしようとする上で『論理学体系』に焦点を当ててきた解釈者達は、科学と技芸の関係には踏み込むものの、その両者を支配する「推論」という観点を見落としている。その中でも特に顕著なのは、最近出版された『J. S. ミルと生の技芸』と題された論文集³である。この

論文集は生の技芸の射程の広さについて各方面から論じた画期的な仕事ではあるものの、これらの中で『論理学体系』の本体とも言える推論を扱った第二巻や、帰納を扱った第三巻と関連させて生の技芸を論じているものは皆無といてよい。

国内に目を転じてみると、この傾向はより顕著である。確かに、馬渡や松井ら経済学方法論の観点からは、ミルの推論は比較的よく検討されており、諸外国と比べても遜色の無い研究が進んでいる。ミルの思想形成史といった観点からも、関口や矢島のように『論理学体系』を重視した研究は傾聴に値するものである⁴。しかし一方で政治哲学や倫理学の方面に目を転じてみると、中心的問題となるのはもっぱら『自由論』や『功利主義論』にとどまり、小泉のような技芸の「裁判官」と「立法者」に触れている研究であっても、その『論理学体系』に対する関心は限定的なものに留まってしまっている⁵。

以上のようなこれまでの研究には見るべき点も非常に多く、示唆に富むものではあるものの、残念ながら不十分であると言わざるを得ない。というのも、第一に、実践の論理は、あくまで『論理学体系』の一部だからである。ミルによれば、『論理学体系』第六巻「道徳科学の論理学」は、それまでの五巻で既に述べられた知見を道徳科学に適用するために付されたある種の補遺である⁶。それに対してこれまでの研究者は、生の技芸と他の著作との関連を考えるあまり、『論理学体系』それ自体との関連を軽んじているように思われる。第二に、『論理学体系』でミルが最も強調したかったことは、帰納によって推論全体を基礎付けることにあるからである。ミルは『自伝』において、『論理学体系』の目的を「政治学と倫理学から直観主義を排除すること⁷」であると述べている。しかしながら、ミルによれば「このような道徳、政治、宗教上の間違った哲学〔直観主義〕の主要な力は、それが数学や自然科学の同種の諸部門に常に訴えること⁸」にある。そのため、彼は政治学や倫理学のみならず、

直観主義の支配力が強い数学や論理学までをも帰納に基礎付けようと試みたのである。従って、実践的問題と論理や推論についてのミルの見解は、多くの論者が理解する以上に密接に関連して展開されていると言えるだろう。

以上のことから、ミルの生の技芸を把握するためには、『論理学体系』の中心である推論についての見解を踏まえる必要がある。そこで、私は(1)実践の論理とはいかなるものなのかを論じた後、(2)ミルにとって推論とはどのような構造を持つ操作なのかを検討し、(3)以上のことから分かるミルの規範理論の見取図を描きたい。

1. 実践の論理

まず、ミルが実践の論理についてどのような説明を与えているのかを見ていこう。『論理学体系』の第六巻で彼が主に論じたのは、道徳科学の方法論である。ドナーによれば、これらの道徳科学は非常に多様かつ幅広く「心理学、エソロジー（性格形成学）、教育学、政治学、統治学、家政学、社会学、政治経済学、そして歴史学」等が含まれるとされる⁹。ミルは、これらの科学も物理学や化学と同様に、直観ではなく経験からの帰納に基礎づけられなければならないと考えた。しかし彼は自然科学の方法論は道徳科学には直接適用出来ないとし、別の方法論の考察を必要とした。そのため、それまでの諸巻の補遺として道徳科学を扱う第六巻を必要としたのである。そしてその最終章において、彼は「事実」と「当為」を次のような形で明確に区別した。

さて、命令法は科学と区別された技芸を示す特徴である。規則(rules)や教訓(precepts)の形式で述べ、事実に関する主張としては述べないものが技芸である。適切に言えば、倫理や道徳は、人間本性や社会に関する科学に対応する技芸の一部である。¹⁰

ここで、「～すべし」や「～は義務である」といった「命令法や、その婉曲し

た表現」で述べられる規範的命題は、科学によって探求される「～である」や「～する傾向がある」という断定的命題と明確に区別される。この命令法を用いた推論を、ミルは「実践の論理」と呼ぶのである。

一方でミルは、「技芸の規則」と「科学の理論」との関係を次のように説明している。まず、技芸は到達すべき目的を提案する。そして「しかじかの行動の遂行はこの目的に到達する」という理論を科学によって考察する。最後に、科学によって探求された理論を、もう一度「～すべし」という命令法、すなわち技芸に変換する¹¹。言い換えるならば、実践として用いることの出来る「生の技芸」は、結論であるところの手段に関する技芸であり、これは「目的」と「目的遂行に必要な道德科学」を内包していなければならない。この科学と技芸の区別は、「経済学の定義と方法」という論文でも論じられている。「定義と方法」でミルは「道德そのものは科学ではなく技芸であり、真理ではなく準則である」、そして「この準則の依拠するところの真理は(他の全ての真理と同様に)様々な科学から抽出される」と主張している¹²。つまり、実際に用いられる規則は、科学の命題を経て形成される「手段を決定する技芸」である。またミルは、例えば「最大多数の最大幸福を実現する行動が望ましい」といった効用の原理は抽象的であり、論理的には非常に単純であるものの、当面役立つにはあまりに一般的すぎるといふ難点があると指摘する。彼はこの原理を幾何学の定理のように用いて実践的な規則を導こうとする方法を、ベンサム欠点の一つであると捉え、『論理学体系』の第六卷八章や「ベンサム論」において、ベンサムは社会環境や人間の個性を軽視しすぎていると批判している¹³。

以上のことから、実践の論理は抽象的な目的を決定し(第一原理)、その目的に達するための手段を科学的手法を用いて考察することにより(中間原理)、その手段を行うべきであるという具体的な規則(二次原理)を求めるといふ推論であることが分かる。言い換えれば、実践に用いられる技芸の二次原理は、科学に

よって裏づけされたものでなければならぬのである。

さらに、この生の技芸には二種類の用法があるとミルは指摘する。ミルによれば、実践のあらゆる分野には「個人がその実践をあらかじめ確立されている規則に合致させることが要求される場合」と、「反対に、各人が自己の行動を規制するための規則を発見または構成することを自己の仕事の課題としている場合」の二つがある¹⁴。前者はあらかじめ存在する既存の規則に従い、どの規則が最も当該の事例の際に相応しい規則なのかを選択する方法であり、ミルはこれを既存の法に従って判決を下す裁判官に例えている。

後者は、法律自体を検討、改正し、また新たに制定するような立法者に例えられている。立法者は、裁判官が依拠するところの法を定める。そして、この技芸の立法者は、技芸の裁判官が依拠する規則を、直観ではなく帰納によって形成しなければならない。つまり立法者は、個々の行為の事例を集め、科学の命題に照らし合わせ、その事例に相応しい規則を制定する。裁判官は、立法者が定めた規則を、目的に従うようにそれぞれ個別の事例に適用し、それを執行する。二種類の技芸の方法は、このような関係にある。

私が注目するのは、この技芸の「立法者モデル」と「裁判官モデル」の相違が、そもそもミルがこれ以前の巻で既に述べた推論の区別に由来するという点である。命令法を用いた推論である実践の論理であっても、推論である以上、『論理学体系』の第二巻で主に述べられた推論の形式に従っている。ミルは、「倫理学や法学は、論理学と共通の見解を免れ得ない¹⁵」、そして「科学に関する完全な論理学は、実務と日常生活に関する完全な論理学でもある¹⁶」と主張している。つまり、科学について述べられたミルの推論は、技芸にも同様に当てはまるのである。そして実は、ミルが考察した推論を扱う際に論じた帰納と論証(Ratiocination)、即ち演繹との関係が、生の技芸における裁判官の技芸と立法者の技芸にそれぞれ対応しているのである。

2. 推論の構造

ミルにとって、推論とは三段論法の形式を持った思考の操作である。通常、三段論法とは全称の量化を持つ一般命題から、個別の特殊命題へと行われる推論、つまり演繹の形式と理解されているとミルは述べる。例えば、三段論法の例として、次のようなものがしばしば用いられる。全ての人間は死ぬ(大前提)。ソクラテスは人間である(小前提)。故に、ソクラテスは死ぬ(結論)。このように三段論法は、「一般から特殊へ」という形式で記述される。しかし、このような演繹だけでは結論に新しい知識が加わらず、その帰結はただ「前提において既に主張されて、前提の意味を理解する人なら誰にとっても明瞭なもの¹⁷⁾」に過ぎないと彼は考えた。ミルによれば、このように「一般から特殊へ」と進む演繹は、単に大前提である一般命題に含まれている内容を個別に確認するだけであり、新たな知識を何ら付加しない見せかけの推論である。スカールの言うように¹⁸⁾、ミルは知識を「直接意識による」もの、即ちセンス・データと、推論によるものの二つに区別し、推論を「既知の知識から未知の知識を導出する過程」であると考えた。従って、ある一定の操作が推論となるためには、既知の知識に新たな知識が付加されなければならないのである。そのためには前提以上のものが導かれない演繹だけでは推論として不十分なのである。もちろん、いわゆる「完全な帰納」と呼ばれる前件が全て確定されている帰納も推論としての役割を備えていない。例えば、「ペテロ、パウロ、ヨハネその他全ての使徒がユダヤ人であったという理由で、全ての使徒がユダヤ人であったと主張する場合¹⁹⁾」は、前件を全て確認すれば真偽が確定するが故に、既知の事実を単に手短な記述にしたもの過ぎず、推論ではないのである。

では推論とは何か。ミルによれば、「全ての推論は特殊から特殊へと進む²⁰⁾」ものである。先の例を用いれば、「あるA氏は死ぬ」「別のB氏も死ぬ」という既知の特殊命題から「全ての人は死ぬ」という一般命題を獲得する狭義の帰納と、

「全ての人は死ぬ」という一般命題から「(人間である)ソクラテスは死ぬ」という特殊命題を導出する演繹とを組み合わさることで、言い換えれば、一般命題である大前提を、特殊命題からの帰納によって獲得することで、三段論法は正当な推論となる。ミルによれば、特殊命題から進み、何らかの未知の真理を探究することは、導かれるのが特殊命題であれ一般命題であれ、全てが帰納という性格を持つ。つまり、推論全体が一種の、広義の帰納なのである。そういった事情から、例えばフマートンがミルの推論を「演繹的推論の帰納的推論への還元」であると特徴付けたのは妥当な見解だろう²¹。

それでは推論の構造を段階を追って見ていこう。推論の前半部分は、センス・データから事実を推論する「観察の段階」と、諸事実から仮説を導く「一般化の段階」という二段階に分かれる。推論の第一段階は個別事例の観察である。ミルは観察を、単に「見ること(seeing)」から区別し、推論の第一歩として特別な意味を与えている。例えば、ミルは「ある時刻に弟を見たと思ったが、実際には弟ではなく別人であった」という事例を挙げ、これは認識の誤謬ではなく推論の誤謬であると主張している²²。ミルによれば、観察とは、視覚的感覚等の個々のセンス・データを前件として、「一つの事実」を結論するという推論である。先の「弟によく似た人を弟と見誤った」場合であれば、直接的な知覚である視覚的感覚や、弟が当該の場所に出かけたという情報から「弟がそこにいる」という結論を導いた推論の誤りであって、もととなった視覚的感覚自体は否認されない。このようにミルは、認識の誤謬と言われる「見間違えた」という状況を、認識ではなく推論の誤謬であると述べる。A. J. エイヤーが正当にも評価しているように²³、ミルは最終的な真理の判断を感覚との対応に置き、物質的な事物の概念をも知覚や感覚という心理的な事実還元しようとする急進的な経験主義、すなわち現象主義の立場を採っている。

推論の次の段階は一般化である。ミルはこれを、ある事象が生起することが

観察されるいくつかの個別事例を集め、その事象の原因と思われる諸要素を特定し、原因として扱われるものが類似する全ての事例において、当該の現象が生起すると結論づける操作であるとしている²⁴。このような操作により、個別の特殊命題から一般命題を導出することが狭義の帰納である。この操作は、四つの帰納の準則に従って行われる。複数の事例で、共通の要素を発見する「一致法」、異なる要素を発見する「差異法」、事前の帰納によって確定した要素を除去すると何が残るのかを発見する「剰余法」、そして結果の変化と共に変化する原因を発見する「共変法」。これらの方法によって、ミルは未だ確認されていない事例に対しても「Aという原因があれば、Bという帰結が生じる」と判断を下すことが可能であるとしている。ミルは一般命題を「無限数の個別者、すなわちその多寡に拘らず、命題の主語によって内示される性質を持つ存在ないし存在し得るもの、について述語が肯定或いは否定される命題²⁵」であると述べている。つまり狭義の帰納は、特殊命題という既存の知識に、未だ観察されていない未知の知識を付加して一般命題を形成する操作である。ただし、ここから判明する一般命題は、無限数の個別事例について判断を下す以上、実際に全ての事例を確認することは出来ないという問題点がある。しかし、ミルの推論は帰納によって仮説を設定し、帰納の解釈である論証によってその仮説を個々の事例に適用して検証することである。

ミルは、狭義の帰納で得られるような無限数の事例を対象とする一般命題を一種の仮説として捉え、その仮説を個別の事例に当てはめて検証していく段階までを含めて一連の推論と考えている²⁶。これによって、ミルは狭義の帰納と論証とを、広義の帰納の傘下に収めようとしていたということが分かる。基本的に、帰納とは個々の確認された事実から飛躍し、未確認の事実に対して予測を立てるという仮説設定の推論である。ミルによれば、三段論法とは帰納の解釈である²⁷。無限数へと拡充された一般命題を大前提として用い、個別事例へ

と落としこんで一つ一つ検証する。三段論法はこの段階で用いられることで初めて、正当な推論となる。「一般から特殊へ」という論証は、この段階に該当する方法である。「全てのXはYである」という一般命題は、この段階で「あるXはYである」という特殊命題へと還元され、経験によって検証することが可能となるのである。飯田の言うとおり、ミルにとって「必然的に」という言葉は単なる言葉上の真理に過ぎず²⁸、無限数の現象を対象とする命題は真理とは成り得ない。無限数のものに当てはまる一般命題や法則を、あくまで可謬的な仮説として捉え、事実の問題から事実の問題へと至る推論の中間項とすることで、ミルは推論から必然性を捨て去ったのである。

さてこのように、ミルにとって、推論は大きく分けると「特殊から一般へ」という帰納と、「一般から特殊へ」という論証の二段階から構成されていることが分かる。ここでもう一度、実践の論理の方へと目を移してみよう。立法者の技芸は、「ある事情の場合に最も適切な行為とは何か」という特殊事例を集め、科学の命題を中間項として、類似の事例の際に最もふさわしい行動の規則を組み立てることにある。つまり、「特殊から一般へ」という帰納的手続きが、ここでは為されている。一方で、裁判官の技芸は、既存の行為の規則を、個別の事例にどのように当てはめるのが最も目的に叶うのかを検討する技芸であり、ミル自身も言う通り、これは帰納の解釈、三段論法の形式を持つ。いわば「しかじかの行為をするべきである」という規則を解釈し、この場合にはこの行為をするべきであるという判決を下すのが、裁判官の技芸である。従って、ここでは「一般から特殊へ」という演繹的な推論が為されているのである。

3. 規則の漸進的改善

また、生の技芸には中間原理として、道徳の科学が必要であると言うことは既に述べた。しかしミルによれば、道徳科学の対象である人間事象は、自然現

象と比べても原因が著しく複雑である。そのため、道徳科学によって把握出来る事柄は、結論を傾向性として述べることしか出来ない近似的な知識に過ぎない²⁹。しかし道徳科学によって得られた法則は、帰納と演繹によって理論そのものを拡張し、改善することによってさらなる近似を求め続けることが出来るものである。言わば、ミルにとって科学とは、たとえ不完全であっても絶えず理論を再構築することが出来るからこそ科学なのである。ミルは、未だ幼稚な状態にある道徳科学であっても、複数の原因を個別に確証し、それらを統合して推論する「具体的演繹法」と、人類の過去の歴史に証拠を求める「逆演繹法」という二つの妥当な方法によって³⁰絶え間なく改善を続けることで、その帰結である傾向性の確証度を向上させることが可能であると考えていたのである。

このことから、同じく道徳科学の命題を命令法に変換したものである生の技芸も、常に暫定的なものとして結論づけてもよいだろう。ミル自身、「技芸の規則は、通常の場合に注意することが求められていること以上に多くの条件を網羅するようには意図されていない。従っていつも不完全である³¹」と述べ、我々は暫定的な規則に従って生きなければならないということを強調している。しかし、この暫定的規則は、日々の生活の中で改善し続け、より確証度の高い規則へと作り替え続けることが出来るものである。例えば、ミルは『聖アンドリュース大学名誉学長就任講演』において、「一般的効用、自然的正義、自然権、道徳感覚、実践理性の原理」等を、「他の体系を排撃することなく」、満遍なく学生に教えるべきであると述べている。なぜなら、それらが暫定的なものにせよ「人類に最も有益な行動の規則の確立と保持」のために有益だからである³²。ミルにとって、既存の技芸は全て不完全な技芸に過ぎない。しかし、「人類に最も有益な行動の規則の確立と保持」のため、教条主義的にならず、時と場合によって使い分け、そして、帰納と論証を用いた科学的な推論による日々の生活での実験によって精度を上げていくべきものである。『功利主義論』に

においても、「あらゆる実践的技芸の教訓と同様に、効用の原理からひきだされる系は無限に改善されていく余地があり、人間の精神が進歩する限り、この改善は永遠に続いていく³³」と述べられ、道徳の規則は漸進的に改善されなければならないと主張されている。これは、中間原理である道徳科学が前述の方法によって洗練されていくものであると同時に、目的の技芸から手段の技芸に至る生の技芸全体もまた洗練されていくということでもある。科学の進歩に従い、規則を改善する。これがミルの考える立法者の用法としての、生の技芸である。

そして、このように構成された技芸の規則の体系により、もちろん同一の場合に当てはまるような、複数の規則が考えられる。ミルは、生の技芸を大きく分けて、次のように三種類に分類している。

生の技芸は道徳(Morality)と、分別(Prudence)であるポリシー、そして審美(Aesthetics)という三つの分科を持つ。これらは人間の行動と働きにおける正、便宜、美または高貴さを対象とする。この技芸(残念ながら、主要部分は未だ創造されていないが)に対して、他の全ての技芸が従属する³⁴。

ライアンは、道徳を他者の利害に関わる技芸、分別を自己の利害に関わる技芸、そして審美を有徳さに関わる技芸として捉え、これらの技芸は全て「効用を最大化するという原理から導き出されている」のだと解釈した³⁵。ミルが異なる規則の対立を解消するものとして効用の原理を要請したことや、「他者の利害に関わる行為」と「自己の利害に関わる行為」を区別し、前者のみが法的規制の対象となると論じる『自由論』での議論を考えると、この解釈は妥当なものであろう³⁶。このように道徳の問題とは、この三種類の生の技芸の一つに過ぎない。また「ベンサム論」でもミルは、ベンサムの思想は一面的であると批判し、「行為および性格に対する道徳的考察が、これらのものを観察する第一の最も重要な方法であることは疑いない」としながらも、他に二つの観点がある

と述べている³⁷。通常法律が複数の条文から構成されているように、生の技芸の規則も道徳、分別、審美と複数種類存在する。つまり、この複数の異なった技芸を、最もその目的一効用の最大化に叶う形で適用することを目指すのが、裁判官の用法である。それらの規則のうち、当該の事例においては、どの規則を採用すべきなのか判決を下すことが、裁判官の用法としての技芸には求められる。そしてこれは、ミルが論じた真理の検証方法である演繹、すなわち論証とも一致するのである。ミルにとって論理学は、思考の科学であると同時に、思考の技芸でもある³⁸。技芸の二つの用法は、「どのように考えるべきなのか」という推論の技芸であると言っても良いだろう。

おわりに

このように、ミルにとって生の技芸は、規則を作り出す方法と、規則を個別事例に適用する方法の二段階から構成される。小泉は「立法家の用法は、裁判官と違って一段視点が高い³⁹」と述べている。しかし、正確には技芸を用いる方向が逆なのである。一般命題が帰納によって形成されなければならないように、技芸の規則も立法家の用法に従い形成されなければならない。そしてその規則を、個別の行為に適用することまでが技芸なのである。言わば「特殊から特殊へ」という帰納に基礎づけられた推論は、ミルの規範理論の枠組みでもあるのである。このように、ミルの規範理論は普遍化可能な一般的規則を求めようとする点で規則功利主義的であり、その一方で単に規則に従うのではなく、個別事例でそれが妥当なのか否かを判断しなければならないという点で行為功利主義的でもある。あえて言えば、グレイが生の技芸を前提として提唱した「間接的功利主義」という言葉がもっとも適切だろう⁴⁰。

道徳哲学においても科学哲学においても、ミルが最も重視していたのは個別の経験であり、一般的規則ではない。その一方で、既存の規則を参照すること

無しには、我々は日々の生活を改善することも、さらには単に生活することすらも困難である。J. O. アームソンがミルに規則功利主義的な側面を見出して以来⁴¹、ミルの立場は規則なのか行為なのかといった問題が現代まで論じられている。しかし、「規則か行為か」という後世に設定された問題からミルの思想を解釈し、「特殊から特殊へ」という推論の側面を見落とす限り、この論争は単なる擬似問題に過ぎないものとなる。ミルは、演繹的に行われる推論に対して帰納という武器を手に挑んだ思想家である。それを無視してミルの倫理学を語ることは、彼からこの武器を取り上げることに等しい。

- 1 バーリンらの「伝統的解釈」とこの「修正派解釈」の相違点やその変遷については、次の文献の序文で簡潔に述べられている。J.Gray and G.W.Smith eds[1991] *"J.S.Mill On Liberty: in focus"* (London:Loutledge) (泉谷周三郎・大久保正健訳[2000]『ミル『自由論』再読』東京：木鐸社)
- 2 A.Ryan[1970] *"The Philosophy of John Stuart Mill"* (New York:Humanies Press), J. Skorupski(1989) *"John Stuart Mill"*(London:Routledge), J.Gray[1983(1996)] *"Mill on Liberty: A Defence"*(London:Routledge), R.Crisp[1997] *"Mill on Utilitarianism"* (London:Routledge)
- 3 Eggleston et.al. eds. [2010] *"John Stuart Mill and the Art of Life"* (New York:Oxford UP)
- 4 馬渡 尚憲[1997]『J. S. ミルの経済学』(東京:御茶の水書房),松井名津[2009]『J.S.ミル経済学方法論における帰納法的性格』(只越親和・佐々木憲介編[2009]『イギリス経済学における方法論の展開 演繹法と帰納法』所収),関口 正司[1989]『自由と陶冶 -J・S・ミルとマス・デモクラシー-』(東京:みすず書房),矢島杜夫[1993]『ミル『論理学体系』の形成』(東京:御茶の水書房)
- 5 小泉仰[1997]『イギリス思想叢書10 J. S. ミル』(東京:研究社)159-162頁。
- 6 CW.VIII,p.835.(以下、『トロント大学版ミル全集』(*Collected Works of John Stuart Mill*, ed. J.M. Robson (Toronto: University of Toronto Press, London:1963-1991) ,33 vols.)への参照・引用は、巻数をローマ数字で示しこのように表記する)
- 7 CW.I,p.233.また、同様の主張は、『論理学体系』のドイツ語版の訳者であるテオドル・ゴンペルツ宛の書簡の中でも述べられている(CW.XIV,pp.238-9.)。
- 8 CW.I.233.
- 9 Donner & Fumerton[2009] *"Mill(Brackwell Great Minds)"* (Oxford:Wiley-Blackwell) p.36.一言で言えば、道徳科学とは人間事象(Human Affair)に関する科学であると言えよう。

- 10 CW.VIII.p.943.
- 11 CW.VIII.pp.944-5.
- 12 CW.IV.p.312
- 13 CW.VIII.pp.889-894.及びCW.X.p.111.
- 14 CW.VIII.pp.943-4.
- 15 CW.VII.p.3.
- 16 CW.VII.p.284.
- 17 CW.VII.p.160.
- 18 G.Scarre[1989]"*Logic and Reality in the Philosophy of John Stuart Mill*"(Dordrecht: Kluwer)p.15
- 19 CW.VII.p.287.
- 20 CW.VII.p.186.
- 21 Donner & Fumerton[2009]pp.164-5
- 22 CW.VIII.p.642.
- 23 A.J.Ayer[1936(1990)]"*Language, Logic, and Truth*"(Harmondsworth:Penguin)p.154-5
- 24 CW.VII.p.306.
- 25 CW.VII.p.289.
- 26 矢島杜夫[1993]ではこのことを、「ミルによれば、科学哲学は、探求の方法と証明の方法とに分けられ、前者は人間の知性が結論に到達する道筋(発見の原理 Organon of Discovery)を示し、後者は証拠の妥当性を検証する方法(証明の原理 Organon of Proof)を示している(104頁)」と概括している。
- 27 CW.VII.p.283.
- 28 飯田隆[1989]『言語哲学大全Ⅱ 意味と様相(上)』(東京：勁草書房)14頁
- 29 CW.VIII.pp.847-8.
- 30 この道徳科学の二つの妥当な方法については松井[2009]を参照。
- 31 CW.VIII.p.945.
- 32 CW.XXI.p.249.
- 33 CW.X.p.224.
- 34 CW.VIII.p.949.
- 35 Ryan[1970]p.215
- 36 ライアのこの解釈には異論もある。例えばスナイダーは、自己の利害に影響を与える行為と他者の利害に影響を与える行為の区別は明瞭ではなく、ライアの線引きは不可能であると主張している(L.J.Snyder[1997]"*Reforming Philosophy: A Victorian Debate on Science and Society*"(Chicago:Chicago UP) p.238)。同じようにクリスは、この三種の区別は「いささかあいまいで人為的」と、ライアンの見解に否定的である(Crisp[1997]p.123)。しかしながら、少なくともミルがこの区別を前提として『自由論』等を執筆していることは間違いなく(Gray[1983]p.40)、立法家の立場は様々な状況に対応した規則を制定するが、

その一方で「原則の理由や根拠」を考察しなければならないとも述べるミルの立場とも整合的である。

- 37 CW.X.p.112.また、「ベンサム論」における道徳を除く二つは、「審美的側面、すなわちその美しさに関する側面」と「その共感的(sympathetic)、すなわちその愛らしさ(loveableness)に関する側面」である(*op.cit.*)。『論理学体系』における「分別」が、ここでは「共感的側面」と異なっている点には解釈の余地がある。
- 38 CW.VII.p5
- 39 小泉[1997]p.160
- 40 Gray[1983]p.38
- 41 J.O.Urmson[1953] *The interpretation of the moral philosophy of John Stuart Mill in "The Philosophical Quarterly" Vol.3, No.10*,pp.33-39

Inference and Norm:

—On the Art of Life and its Structure in J.S.Mill's "*A System of Logic*"

Shimpei OKAMOTO

In this paper, I argue about "the logic of practice" that J.S.Mill treated in the last chapter of "*A System of Logic*". The logic of practice, which is also called "the art of life", is referred as his ethical perspective by many scholars. Nevertheless, its position in "*A System of Logic*" itself tends hardly to be discussed. They are liable to overlook that "the art of life" is an important part of "*A System of Logic*" and closely related to the other parts of this work. Therefore, I will examine what is the structure of the inference that Mill stated mainly in Book.II and how it is used in the art of life.

Here are derived the following consequences. Mill's syllogism is characterized as a passage "from particulars to particulars". This inference is employed in the art of life that is the inference in an imperative mood, in the same way as is done in scientific inference in an indicative mood. Moreover, "narrow sense induction" is characterized as a passage "from particulars to generals", while "ratiocination" as a passage "from generals to particulars". In the art of life, the former is used as "the art of the legislator" and the latter as "the art of the judge". Finally, by both operations, rules of our life are progressively improved.